

(仮称)野馬追の里風力発電事業環境影響評価準備書に対する環境影響評価法
(平成9年6月13日法律第81号)第20条第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、南相馬市と相馬郡飯舘村の行政界付近の稜線上において大規模な風力発電所を建設するものであるが、対象事業実施区域及びその周辺は水源かん養保安林が分布するなど豊かな自然環境を有する地域であることから、自然環境及び生活環境へ相当な影響が生じないように、最新の環境対策や施工方法等を積極的に採用することにより、事業の実施による環境への影響を最大限低減すること。

また、風力発電機等を長期間にわたり稼働させる計画であることから、稼働中は適切な運転管理及び設備更新等を行い、経年劣化による不具合等により周辺環境への影響の増加が生じないようにすること。

- (2) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更が既存の環境影響評価結果に影響を与える可能性がある場合には、当該変更内容に係る調査、予測及び評価を実施した上で適切な環境保全措置を講じること。

- (3) 事業の実施に当たっては地元住民の理解が不可欠であることから、住民に対し事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明して十分な理解を得るとともに、住民からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。

特に、対象事業実施区域及びその周辺は、計画的避難区域、避難指示解除準備区域であったことから、避難中の住民に対しても配慮し、地元自治体を含む関係機関等と十分に協議及び調整を行うこと。

また、工事施工業者等に対する指導・監督を徹底した上で環境影響評価書（以下、「評価書」という。）に記載する環境保全措置を確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいて公表するなど、積極的な情報公開に努めること。

なお評価書については、縦覧期間の終了後においてもインターネットによる縦覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図り、住民の利便性向上に努めること。

- (4) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（F I T）での事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるよう計画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

2 大気質について

対象事業実施区域周辺には複数の住宅等が存在し、除染や復興関連事業により大型車両の通行が多い地域であることから、建設工事や資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物及び粉じん等が、周辺住民の生活環境へ影響を及ぼすことのないようにすること。

3 騒音及び低周波について

(1) 対象事業実施区域の周辺には複数の住宅等が存在することから、事業の実施に当たり、住民の生活環境への影響がないよう、風力発電機の位置や高さを見直すことも含め、適切な環境保全措置を講じること。

(2) 騒音及び低周波音の感じ方には個人差があり、住宅等の立地環境や住民の居住環境も異なることから、事業の実施に当たり周辺住民の生活環境への影響が判明した場合には速やかに原因を究明し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

4 水環境について

(1) 対象事業実施区域及びその周辺には水源かん養保安林が分布していることから、環境保全措置を確実に実施し、地下水等の水質や水量への影響を最大限低減すること。

(2) 濁水流出防止のための沈砂池については、近年の気象状況をふまえ、過去に例を見ない集中豪雨の場合でも十分に対応可能な性能を確保すること。

また、沈砂池から除去した土砂の処分方法等について評価書に記載すること。

5 地形・地盤について

事業の実施に当たっては、樹木の伐採や土地の改変を最小限に留めるとともに、軟弱な地盤や断層の範囲を避けるため十分な調査等を行い、地盤の状況を確認した上で工事を実施し土砂災害が生じないようにすること。

6 風車の影について

風力発電機の影がかかる範囲に複数の住宅等が存在していることから、事業の実施に当たり、住民の生活環境への影響がないよう、風力発電機の位置や高さを見直すことも含め、適切な環境保全措置を講じること。

7 動植物・生態系について

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息・生育及び繁殖が確認されていることから、森林の伐採や改変の際は、動物の繁殖

時期を考慮した施工計画とすることや工事車両による動物の轢死を防止するための配慮など、現地調査の結果を事業計画に反映した上で、必要な環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。

(2) 対象事業実施区域及びその周辺においてコウモリ類及びクマタカやノスリ等の猛禽類の生息が確認されていることから、それらの風力発電機への衝突を防止するため、カットイン風速を変更できる風力発電機の導入、風力発電機のブレードの視認性を高める塗装やマーキング、風力発電機ナセルへのコウモリ類が忌避する超音波発生装置の設置、採餌のために風力発電機の敷地に接近することを抑制する効果のある木質チップや砂利の敷き撒き等の対策について検討を追加し、その結果を評価書に記載すること。

(3) コウモリ類の調査には、空間飛翔密度の実数を把握する必要があるので、超音波探知機のみでなく、遠赤外線ビデオや照射半径が広いLEDライトによる調査について検討を追加し、予測及び評価を行うこと。

(4) 土地の改変に伴い、改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変の区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育範囲が拡大しないよう施工計画を検討すること。

なお、伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう在来植物種の採用を優先して検討すること。

8 廃棄物等について

(1) 工事に伴い発生する廃棄物等を有効利用する場合について、具体的な利用方法（事業実施区域内での利用方法及び利用場所、利用量等）を可能な限り明確にして評価書に記載すること。

なお、廃棄物の発生現場での有効利用については、現場において必要と認められる用途に限ること。

(2) 放射性物質濃度が8,000Bq/kgを超えた廃棄物等を保管する場合の具体的な計画について、異常気象等による流出防止対策を含めて評価書に記載すること。

9 放射線の量について

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難指示が出されていた地域であり、また山林は除染が実施されていない状況を踏まえ、工事の実施に当たっては、改めて全ての風力発電機設置予定地点及び発電所工事用道路上を含む周辺の空間線量率を面的に測定し、その結果に応じて

土壌中の放射性物質濃度を測定する等、現地の状況を的確に把握した上で行うこと。

(2) 工事関係車両のタイヤ等に付着した放射性物質を含む土砂が周囲に飛散しないようタイヤ洗浄し排水を沈砂池に流入させるとしているが、上澄み水並びに沈砂池に貯留する土砂の放射性物質濃度の測定及び点検、処分方法等が不明であることから、これらについて具体的に評価書に記載すること。

(3) 環境保全措置について、可能な限り数値を示す等具体的に評価書に記載すること。

また、事業実施区域内では、空間線量率が比較的高い場所が存在している可能性があることから、放射線による被ばくを防止するための措置についても検討し、安全を確保する具体的な方法を評価書に記載すること。

10 その他

(1) 資材の運搬等に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策を十分に検討すること。

(2) 近年、落雷や強風等による風力発電機の破損事故の報告事例が増えていることから、発電所稼働中の維持・安全管理、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ検討し、その結果を評価書に具体的に記載すること。

(3) 事業の実施に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の農林漁業等に影響を及ぼすことがないように、事業計画を十分に検討すること。

(4) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに、必要に応じて関係機関と協議すること。

(※参考 事業の概要)

1	事業者の名称	株式会社野馬追サステナジー
2	事業の名称	(仮称) 野馬追の里風力発電事業
3	事業の種類	風力発電所設置事業
4	事業の規模	最大51,850キロワット(最大13基)
5	対象事業実施区域	南相馬市及び相馬郡飯舘村の行政界付近の稜線上